

補正的産業政策と競争政策*

吉野 一郎**

要旨

本稿では、産業政策と競争政策の社会的厚生上望ましい関係とはどのようなものであるかを検討する。主な結論は、産業政策が一国の産業の競争力を高めることを目指す場合でも、あくまでも市場の失敗の補正を政策的介入のための必要条件とするべきだということである。

はじめに

本稿では、競争政策と産業政策という異なる政策の間にはどのような関係があるのかを理論的に整理し、その上で日本で行われてきた産業政策を競争政策の観点から評価する。

競争政策の目的は、「公正かつ自由な競争を促進し、一般消費者の利益の確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進する」¹⁾ことである。この目的の背景には、営業の自由を有する各企業が、利益を実現するためにさまざまな形で他の企業と競争するための戦略をとることで単に企業の利益を増大させるだけでなく、広く国民経済全体の利益も増進されているならば、企業の自由な意思決定にすべて委ねるべきである、というアダム・スミス以来の考えがある。つまり、自由経済を標榜し、営業の自由が保障されている国において、企業の行動を制約することは原則として望ましくなく、そうした介入政策を実施するに当たっては相応の理由がなければならないとい

うことである。

企業の自由な行動が放置されるわけには行かず、適切な対処が必要となるのは、結果として著しく産業の成果を損なうときであろう。別の言い方をすれば、それは企業の利潤最大化と社会の利益の最大化との整合性に問題が生じる場合である。個別の最大化と全体の最大化の不整合をもたらす要因は二つに大別できる。第一は、いわゆる「市場の失敗」である。その場合、たとえ自由かつ公正な企業ばかりであっても自由競争市場は望ましい成果を達成できない。第二は、企業が競争自体を制限するような行為あるいは競争制限を目指した不公正な行為を（自由に）選択してしまう場合である。

独占禁止法では、第二要因に対応する行為として、「私的独占、不当な取引制限および不公正な取引方法」を挙げ明確に禁止している。もし市場の失敗がないならば、これらの行為を効果的に禁止することによって「自律的な経済単位が個性的な目標を自己責任の原

* この論文は、平成17年度文部科学省科学研究費補助金（「規制と競争における企業の統合と分離」課題番号17530177）の助成により進められている研究の一環として作成された。

** 〒470-0193

愛知県日進市米野木町三ヶ峯4-4、名古屋商科大学総合経営学部

TEL: 0561-73-2111, E-mail: yoshino@nucba.ac.jp

1) 独占禁止法1条参照。

則に則って自由に追求する機会を公平・透明に提供する²⁾」ことに専念し、あとは市場メカニズムに委ねることがまさに競争政策の目的となる³⁾。しかし、市場の失敗については、独占禁止法において対処するための手段は扱われていない。それでは、市場の失敗により本来の機能を失っている市場メカニズムはどのような介入政策によって補正されるのだろうか。この問いかけへの答えは「産業政策」である。

「……一定の条件がみたされれば、市場あるいは価格機構は、本来、資源配分上かなり大きな役割を果たすことができるものであり、ただ、ある種の状況あるいはある局面について市場は資源の最適配分に失敗するので、そのような現実の失敗あるいは失敗の可能性に対応して市場機構の欠陥を補うことが、産業政策の基本的な役割である、……⁴⁾」

つまり、市場の失敗がある場合は、産業政策によって効果的にそれが補正されるならば、あとは独占禁止法を運用することで、産業政策と競争政策の目的は合致する。しかし、産業政策において企業の自由な競争の制限が求められるならば、二つの政策のあいだでのバランスをとることが求められる。その場合には、まず企業の競争行動を制限することで本当に失敗は補正されるのかが確認されなければならない。さらに競争の制限がもたらす社会的な費用と産業政策の便益が慎重に比較されなければならない。このような事前の検討は、数量的な比較として実行するのは極めて

困難である。しかし、産業政策が「ある種の状況あるいはある局面」に対応する政策であることからその効果は問題であった状況が変化すると同時に失せてしまうであろうが、介入による企業行動の歪みは介入を正当化した局面が乗り越えられた後でも継続することが予想されるならば、政策の導入そのものあるいは導入する場合の最適な実施方法について十分に吟味されなければならないであろう。

本稿では、まず第1節で市場の失敗の補正政策としての産業政策にはどのようなものが含まれるのかを明らかにする。第2節では、産業組織論のSCPパラダイムにおいて産業政策と競争政策の関係を把握する分析の枠組みを説明する。第3節からは、1960年代以降の産業政策の例を挙げてその効果と競争政策の観点からの評価を行う⁵⁾。まず、第3節では、産業構造政策としての産業の保護・育成政策および参入援助政策の具体例に基づいて議論する。続いて第4節では、技術政策としての産業政策の合理性について具体例に沿って説明する。最後に、第5節では、不況産業に対する産業調整政策について事例に沿って吟味する。

第1節 補正的産業政策

1-1 補正的産業政策に注目する理由

産業政策は、広義に捉えるならば、貿易政策、通商政策から雇用政策、所得分配政策等までその範囲は及ぶ。さらに、これらの経済的な政策のみならず公衆衛生の促進から軍事

2) 後藤・鈴木 (1999) の p. 9 を参照。

3) 独禁法1条の「消費者利益の確保および国民経済の発達」は、それをどのような尺度で測るかはそれ自体問題であるが、政策担当者が市場の失敗が起こっていることを知るために (つまり市場メカニズムの健康具合を調べるために) 何を測ればよいのかを示している、と理解する。(この視点は、前掲書後藤・鈴木 の p. 8 を参照。)

4) 小宮・奥野・鈴木 (1984) の p. 5 を参照。

5) 戦前、戦中期及び1950年代までの日本の産業政策を実証的に研究したものとしては宮島 (2004) がある。

的・政治的な目的までも、その実行において自由競争市場における経済主体（企業および消費者）の行動に直接的・間接的な制約を必要とするならば、産業政策に含まれる。

ただ、本稿では、競争政策の観点から評価することに意味のある産業政策に焦点を絞っており、その競争政策の理論的な拠り所の一つである産業組織論（さらにその拠り所であるミクロ経済学）では、競争政策の目的である「競争の促進」の達成度を示す消費者の利益の確保と国民生活の発達を二つの尺度で測る。一つは効率性（efficiency）、もう一つは公平性（fairness）である。効率性とは、利用可能な資源と技術が無駄なく効率的に用いられているか否かを判断するものであり、公平性とは、社会構成員の間の扱いが公平であるか否かを判断するものである。本稿では主として、効率性を尺度として採用する。これは、効率性が高まると、社会構成員全体として享受することのできる効用が高まるので、社会全体として好ましいと考えるからである。社会全体で効用が高まると、たとえば所得の再分配などを通じて社会の不平等も改善することが出来るのである。

よって資源配分の効率性において議論すべき産業政策とは、先に述べたように市場の失敗を補正する政策のみとなる。なぜならば、市場の失敗の心配がないならば、“The Best Industrial Policy is None At All”⁶⁾だからである。本節では以下で、補正的産業政策を四つのタイプに類型化して、各タイプの政策目的、市場の失敗要因、および政策手段を説明する。

1-2 補正的産業政策の類型

補正的産業政策は、産業構造政策、技術開発政策、産業調整政策と産業規制政策の四つのタイプに類型化できる。以下では、各タイプの政策目的と介入を必要とする市場の失敗要因さらに政策手段を説明していく⁷⁾。

(1) 産業構造政策

政策目的：産業構造の変化を通して貿易構造に働きかけることによって、より多くの「貿易の利益」を獲得する。特に、ある時点で比較優位にあり国内での生産において大きな比重を占める産業を有する場合に、その時点で比較優位・劣位のいずれにもない別の新たな産業が発展することで産業構造が変化した方が、比較優位産業を強化しつづけるより社会的に望ましいにもかかわらず、企業の自由な意思決定に任せているだけでは新たな産業の自立は望めない状況が対象となる。このような場合、産業政策によって新たな産業への本国企業の参入を促し、あるいは本国企業の競争上の優位性を強化する⁸⁾。

市場の失敗要因：産業を自立させるためのセットアップ・コストが存在するために、その負担を避ける企業の利潤動機だけでは社会的に望ましい参入が起きない。セットアップ・コストは、サンクコストとしての研究開発費用の存在、生産に伴う学習（learning by doing）効果および「分業とネットワーク」の効果⁹⁾によって、産業レベルでの費用逓減がもたらされることで生じる。

政策手段：競争相手となる外国企業の費用面で相対的に不利な立場に置くために外国企業に輸入数量割当・輸入関税を課す。逆に、国内企業の費用面での相対的な優位性を高め

6) Becker (1985/08/15, *Business Week*, p. 8) のコラムを参照。

7) 前掲書小宮等の第8章を参照。

8) 伊藤・清野・奥野・鈴木 (1988) の第7章を参照。

9) この効果の典型的な産業は自動車産業である。組み立てメーカーと多数の下請けメーカー、部品メーカーの相互作用による協業によって単位生産コストが低下する。(前掲書伊藤等の第5章を参照。)

るために自国企業に資本・生産補助金を与える。外国企業の既存製品からのスイッチング・コストが高い場合は、自国企業の製品への国内需要を政策的に確保する。規模の小さい企業が競争する市場構造であるために、個々の企業レベルでは参入に必要な利潤が期待できない場合は、企業合併を促す。

(2) 技術開発政策

政策目的：産業構造政策において将来的に育成することが望ましいと考えられている産業において、その製品の製造のために必要な技術の中で、特に基礎的な技術の研究開発を促進することが必要であるにもかかわらず、市場では過小なインセンティブしか与えられない場合、あるいは、研究開発の内容・方法の選択において歪みをもたらす可能性が市場にある場合にそれを補正する。

市場の失敗要因：研究開発に伴う不確実性のため、研究開発から期待される利益は社会的にも、各企業レベルでも割引かれるが、二つの要因により、企業レベルでの割引率の方が社会的なそれよりも大きくなる。一つは、基礎的な研究開発の成果を開発者が完全には専有できないという専有可能性 (appropriability) の問題である。当然、社会的に成果は共有されるのが望ましい。もう一つは、研究開発競争が複数のライバル企業によって独立して行われることで、研究開発に伴う社会的リスクと企業レベルでのリスクが乖離する。社会的には、複数の企業にリスクを分散させることを意味するのでリスクは小さくなるが、各企業はリスクを全部かぶらなければならない。

政策手段：リスクの乖離だけなら、各企業に研究開発補助金を与えることでリスクを政府が一部負担する。しかし、専有可能性の問題に対しては、特許等の知的財産権の法的な保護を強化する。成果の spill over 効果を内

部化するための共同研究組合の設立を促す。また、企業が専有可能性の高い研究テーマを偏って選択する可能性がある場合は、テーマを絞って補助金を与える。

(3) 産業調整政策

政策目的：トレンドとして縮小傾向にある産業から拡大傾向にある産業への資源移動を量的にも時間的にも促進する。

市場の失敗要因：設備への投資が埋没費用 (sunk cost) であるために、市場からの撤退や、設備の縮小をめぐる「時間を通じた序列競争 (rank-order tournament)」が起こるため、企業に適切なインセンティブが欠如してしまう。

政策手段：企業間での自発的な生産・投資調整が進まない場合は、合理化カルテルを指導する。埋没費用の大きさが問題となる場合は、設備を買い上げるなどの補助金支給で投資を回収可能とする。

(4) 産業規制政策

政策目的：社会的効率性の観点から、一企業による生産が望ましい場合に、独占的な地位を許された企業がその独占力を濫用することのないように行動を規制する。

市場の失敗要因：規模の経済性等。

政策手段：価格等の設定に対して直接に規制を課す。

第2節 SCP パラダイムと産業政策 および競争政策¹⁰⁾

ミクロ経済学をベースとする産業組織論における基本的な概念の枠組みである SCP パラダイムは、「構造→行動→成果」というように、市場の成果が企業の行動に依存して決まり、企業の行動が市場の構造に依存して決まると考えるものである。

まず、各産業から良い成果が生み出される

10) 柳川 (2004) の第1章を参照。

ことが望ましい。成果としては、静態的・動態的な効率性と公平さが求められる。この成果がどのようなものになるかは、さまざまな企業の行動によって決まる。企業の行動には、価格設定や製品設計、設備投資、広告や研究開発などが含まれる。企業はこれらのすべての分野にわたってライバル企業と競争する。次に、企業の行動は市場の構造に依存する。市場構造には、売手と買手の数や相対的な規模、製品差別化の程度、参入障壁と呼ばれる新規参入の困難さの程度、垂直的統合の程度、企業の生産している製品の多様性などが含まれる。

構造—行動—成果パラダイムでは上記の「構造→行動→成果」という因果関係が基本であるが、さらに、「基礎的諸条件→構造」という因果関係が付け加えられる。基礎的条件とは、市場構造が依存する、より基本的な供給側と需要側の諸要因である。供給側では、技術水準、労働供給や原材料調達などの諸条件、輸送費用などがあげられ、需要側では、商品間の代替性の程度、需要の価格弾力性、需要の伸び率、購入の頻度などが挙げられる。

さて、産業政策は、自由競争市場が、基本的な因果関係のどこかに起因して、望ましい市場成果が達成できない場合に、補正政策として実施される。すなわち、「産業政策→構造」、「産業政策→行動」、「産業政策→基礎的条件」、「産業政策→成果」という働きかけを通して、基本的な因果関係に影響を及ぼすものである。

適切な産業政策を立案するためには、基本的な因果関係のどこに問題があるかを的確に

分析し、利用可能な政策手段によって問題となる因果関係に介入できるかを判断し、介入によってどれだけの市場成果を改善できるかを評価しなければならない。以上の検討過程において忘れてはならないことは、因果関係の反作用（フィードバック）である。広告や研究開発は、参入障壁や製品差別化といった市場構造、技術や消費における代替性や弾力性といった基礎的条件に大きな影響を与えうる。あるいは、垂直的統合がなされると原材料の調達や商品流通の変化を通じて参入障壁に影響が生じるであろう。したがって、「行動→市場構造」、「行動→基礎的条件」、あるいは「市場構造→基礎的条件」といった因果関係も生じることになる。ここで重要な点は、こうしたフィードバックを通じた因果関係が成立するには比較的長い期間が必要となることである。たとえば、ある時点で成立している「構造→行動→成果」という因果関係（既存企業に比べて潜在的参入企業（2社）の規模が小さいため、参入コストが負担できず既存独占企業の収益性が高い状態）に対して、参入援助政策として潜在的な参入企業の合併を認めたとする。一時的には競争が起こり市場成果は改善するであろう。しかし、時とともにフィードバック効果（参入コストのため2社での生産体制が繰り返し継続することで企業間での情報交換が成立してくる）の影響を受けて、動学的に少しずつ変化していく（価格協調を促進するような状況が定着し、企業収益は増加するが、消費者余剰¹¹⁾は著しく低下する）と考えることができよう。このような予測ができるならば、介入の前に短期的な

11) 本稿では部分均衡分析での経済厚生を計る尺度として用いられる余剰概念にもとづいて市場成果を測ることを暗黙に仮定している。経済厚生を計るうえでの余剰概念とは、各経済主体がどれだけ市場取引から利益を得たかを金銭の単位で計ろうとするものである。余剰は経済主体別に、消費者余剰 (consumer's surplus)、生産者余剰 (producer's surplus) に分かれ、さらに政府の政策を考慮するときには政府の余剰を加える。政府の余剰は財政収支で計られ、黒字であればプラス、赤字であればマイナスに評価される。それらの合計を総余剰 (total surplus) あるいは社会的余剰 (social surplus) と呼び、総余剰が大きいほど社会的に望ましいと考える。

補正効果と長期的なマイナス効果を比較すべきであろう。

競争政策と産業政策との関係について整理しておこう。競争政策の目的である「競争の促進」とは、SCPパラダイムでは企業行動への働きかけと位置づけられる。価格、生産量、品質、設備投資、研究開発、企業結合などのさまざまな行動を、それぞれの企業がどのように行うかが市場における競争状態を特徴付ける。既に説明したように、どのような行動をとるかは市場の構造の影響を受ける。よって、産業政策が市場構造に影響をあたえるならば、それが競争を促進する「構造→行動」の因果関係をもたすのか、あるいは競争を抑制することになるのかが競争政策としては問題となる。特に、産業政策の要請によって競争抑制的な行動を企業に認めることが必要となる場合、実際にそれで市場成果に改善がみられた場合は、競争政策として本来認められない行動を「適用除外措置」として許容することがありうる。ただ、別ルートの因果関係あるいは長期的なフィードバックにおいてマイナス効果が無視できない状況が存在するならば、適用除外措置は安易に許されるべきではない。この点については、第5節の産業調整政策の例において再度吟味することとする。

以下、第3、4、5節では、産業政策の各タイプについて、具体的な例において実施された産業政策を、ここで説明したSCPパラダイムに基づいて簡潔な評価を与えていく。なお、産業規制政策については、それだけで大きな領域となるため、本稿ではこれ以上は取り上げない。

第3節 コンピュータ産業への産業構造政策¹²⁾

本節では、1950年代から75年までのコンピュータ産業の産業育成政策について説明し、その上で、競争政策の観点からどのような点が検討されるべきであったかを確認する。以下、3-1は、この産業での市場の失敗を特定し、3-2ではどのような介入が実施されたかを確認し、そして3-3では産業育成政策が直接的な目的の達成を追求することによって、競争政策の目的の達成がどのような点で阻害された可能性があるかを考察してみる。

3-1 市場の失敗の要因

(1) 研究開発の不確実性・専有可能性の問題

大型コンピュータの技術そのものが急速に革新されている時代であり、後進の立場にある日本企業にとってはその不確実性は大きいため積極的な投資には踏み切れなかった。また基礎技術の開発段階にあり、成果の専有可能性の問題が深刻であった。

(2) 生産に伴う学習効果によるセットアップ・コストの発生

大型コンピュータそのものの生産についての規模の経済性はあまり大きくはなかったが、部品については累積生産量に伴う学習効果が働くために規模の経済性が大きくなり、結果としてセットアップ・コストが発生した。ただ、国内市場ではIBMが支配的な地位にあり、国産企業の利潤は小さいため、企業が独自にセットアップ・コストを負担することは期待できなかった。

(3) 研究開発のネットワーク効果によるセットアップ・コストの発生

大型コンピュータの生産量が増加することで、部品・周辺端末機器への派生需要が増大

12) 前掲書小宮等の第7、12章を参照。

し、それらの市場における企業レベルでの規模の経済性と市場拡大に伴う参入によって部品等の価格が低下し、それが大型コンピュータの生産費用を低下させるといったネットワーク効果が存在し、結果としてセットアップ・コストが発生した。

3-2 政策手段

(1) 研究開発補助金

研究開発の不確実性と成果の専有可能性に対処するために、テーマを絞って特定企業に対する補助金が与えられた。また、「鉱工業技術研究組合法」（1961年施行）に基づいて、大型コンピュータの開発を目指した「電子計算機技術研究組合」が62年に設立され共同研究が行われた。その他官民共同研究が行われた。

(2) 国産機への需要の創出

輸入制限・関税による外国機の輸入制限を行った。同時に、官公需に対する国産機利用の義務化によって確実な需要を創出した。

3-3 競争政策の観点からの評価

(1) 国内市場においてIBMという独占企業に対抗する企業を育成するためであり、結果として市場での競争は促進され、価格低下による消費者余剰は増大した。

(2) 研究開発組合は企業間での共同行為であるが、技術の専有可能性による過小投資を効果的に解決し、さらに製品市場では少なくともIBMとの激しい競争にあるため、長期的に国産メーカー間でのカルテルが誘導される可能性は少なかった。

(3) 官公需に対する国産機利用の義務化は、セットアップ・コストを消費者に強制的に負担させるものであり、消費者の利益はその分減少する。また、安定した需要の存在は、長期的には国産機メーカーの革新的な技術開

発へのインセンティブを減少させる効果を持つため、競争の促進を必ずしももたらさない。

第4節 半導体産業への技術開発政策¹³⁾

本節では、1976年以降の半導体産業への技術開発政策について説明し、その上で、競争政策の観点からどのような点が検討されるべきであったかを確認する。以下、4-1は、この産業での市場の失敗を特定し、4-2ではどのような介入が実施されたかを確認し、そして4-3では技術開発組合という共同投資行為をカルテル適用除外とすることによって、競争政策の目的の達成がどういう点で阻害された可能性があるかを考察してみる。

4-1 市場の失敗の要因

(1) 研究開発の不確実性の問題

半導体の加工・製造技術は、コンピュータの性能が向上するのに対して、非常に高度化していった。それに伴って、微細加工・結晶技術等の研究開発の不確実性は高まり、投資額も巨額なものとなった。

(2) 研究開発の専有可能性の問題

微細加工・結晶技術は、基礎的な部分であるため、特許化しても最終製品化までにはまだ距離があるため、他企業にその成果にただ乗り (free-riding) されてしまうかもしれない。

(3) 社会的リスクと私的リスクの乖離の問題

国産メーカーの5社が互いに激しい競争を繰り広げていた。

4-2 政策手段

主に、研究開発補助金制度がその政策手段であった。「超LSI技術研究組合」(76年設立)により半導体の製造技術を共同開発する。政府は必要投資額の約40%を補助した。この

13) 前掲書小宮等の第7、12章を参照。

組合の特徴は、

- ・テーマと期限をあらかじめ区切った技術研究組合（4年間）
- ・製造装置メーカーを参加させなかった。
- ・応用技術については共同研究の対象から外した。

4-3 競争政策の観点からの評価

(1) 国内半導体メーカーの競争力を高め、半導体市場での競争を大幅に促進した。

(2) 国内半導体メーカーは、コンピュータのメーカーでもあったので、コンピュータ市場での競争も促進した。その結果、コンピュータの価格は低下し、消費者余剰は増大した。

(3) 共同研究が、製造装置市場でのカルテルを結果的に引き起こすことはなかった。

第5節 繊維産業への産業調整政策¹⁴⁾

本節では、1974年からの繊維産業における設備調整政策について説明する。設備調整は、過剰な設備投資、その下での過剰な生産を共同で調整しようとするものであるが、本当に問題なのは、なぜ企業がそもそも「過剰な」設備投資をしたかであり、そこに私的利益と社会的利益の乖離をもたらす市場の失敗の要因があるとは考えられない。したがって、このような共同行為を促進するあるいは許容する政策は補正的産業政策ではないので、本稿で特に議論すべきではないかもしれない¹⁵⁾。しかし、「過剰な」設備を前提とすると、企業の自発的な意思決定に任せておくといつまでも設備の処理が進まず、社会的な費用を増大させることが予想されるので、この意味では確かに共同で処理させる介入政策は補正的政策といえる。以下、5-1は、この産業で

の「過剰な」設備を処理する上での市場の失敗を特定し、5-2ではどのような介入が実施されたかを確認し、そして5-3では共同での設備調整を独禁法の適用除外規定の対象として行ったことが、競争政策の目的の達成がどういう点で阻害された可能性があるかを考察してみる。

5-1 市場の失敗要因

廃棄されるべき設備としての織機は他の産業では使用できないのでそれへの投資は、埋没費用である。また、繊維産業は企業数が非常に多い産業である。そのために深刻な「時間を通じた序列競争」が起こったため、設備投資の制限あるいは設備の廃棄に対して企業は過少なインセンティブしか持たなかった。

5-2 政策手段

独禁法の適用除外措置として、「繊維工業構造改革臨時措置法」に基づいて、設備の登録と「過剰な」設備の買い上げ廃棄が実施された。

5-3 競争政策の観点からの評価

(1) 買い上げ廃棄によって旧式の設備を廃棄していく一方で、企業はより資本集約的な設備を購入して、生産の効率化を実現した。その結果、海外企業との激しい価格競争がもたらされた。

(2) 企業は、買い上げによって得た資金、あるいは登録権を担保にした融資によって新規設備を購入したので、社会的に過剰な新規設備投資をもたらすインセンティブを企業に与えた可能性がある。その結果、再び「過剰な」設備の保有という悪循環を招くことに注意しなければならない。

14) 前掲書小宮等の第14章を参照。

15) 三輪・ラムゼイヤー（2002）では、そもそも60年代以降に産業調整政策が政府主導で促進されたおかげで日本の産業の競争力を高めることができたというのは誤った評価であることを実例に則して論じている。

おわりに

本稿では、産業政策と競争政策の関係を概念的に整理し、その上で、日本のこれまでの産業政策の実例において政策の内容を競争政策の観点から評価してみた。基本的には産業政策は有効かつ可能な限り最小限の介入によって市場の機能を補正するために実施されるべきである。日本に限らず諸外国の産業政策の担当当局は、このような考え方に対して、一国の産業の競争力の強化を促す政策に水を差すものだと捉え易い。しかし、競争力の強化を目指すという意味での産業政策が有効であるためには、実は市場での激しい企業間競争が伴っていることが必要であることは、多くの例において示されてきている。産業政策は、本来競争力のない企業に競争力をつけさせるものではなく、市場競争で優位に立つ力を持っている企業がなんらかの市場の失敗要因によってその潜在力をうまく発揮できない場合に、市場機能を補正することでその力を発揮する条件を整えていくのが本来の姿であろう。そうして競争力をつけた企業が実際にその能力を使うことで社会的厚生の上をも

たらすためには、市場での競争が必要である。

以上の観点からすると、産業政策と競争政策は矛盾するものではなく、むしろ競争政策と矛盾する産業政策は社会的厚生観点から疑問視されるべきものであるといえよう。よって、市場機能の補正の手段としてカルテル、合併等が考えられる場合は、将来の市場競争を阻害する程度を検討しなければならない。また、市場機能の補正の過程で企業の投資行動に長期的には歪みをもたらす可能性にも充分考慮しなければならない。

参考文献

- [1] 伊藤元重・清野一治・奥野正寛・鈴木興太郎 (1988)、『産業政策の経済分析』東京大学出版会
- [2] 小宮隆太郎・奥野正寛・鈴木興太郎編 (1984)、『日本の産業政策』東京大学出版会
- [3] 後藤 晃・鈴木興太郎 (1998)、『日本の競争政策』東京大学出版会
- [4] 宮島英昭 (2004)、『産業政策と企業統治の経済史』有斐閣
- [5] 三輪芳朗・J・マーク・ラムゼイヤー (2002)、『産業政策論の誤解』東洋経済新報社
- [6] 柳川 隆 (2004)、『産業組織と競争政策』勁草書房